

## スーパーS資金の金利負担軽減措置

【26(30)百万円】

### 対策のポイント

意欲と能力のある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

### <背景/課題>

- ・経営改善に意欲的に取り組む農業者が経営を安定して行うためには、種苗代、農薬代、雇用労賃等経営に必要な短期運転資金を円滑に調達できることが重要です。
- ・このため、民間金融機関が低利で資金を供給できる環境を整備することが必要です。

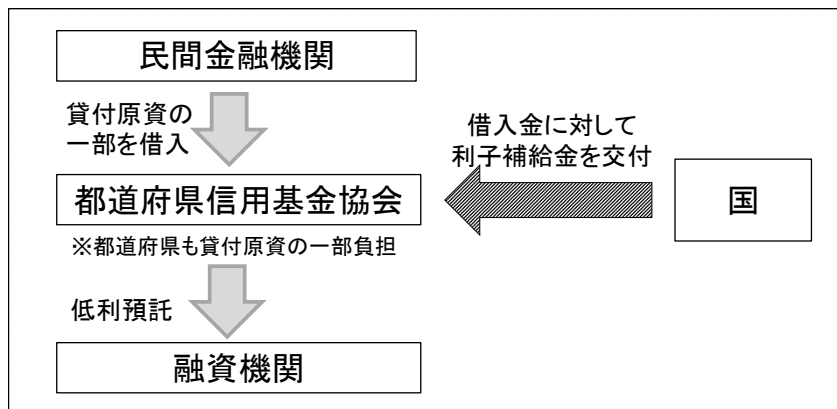
### 政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

### <主な内容>

#### 農業経営改善促進資金利子補給金

民間金融機関が意欲と能力のある農業者に対して、低利の運転資金である農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を融通するため、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。



#### スーパーS資金の概要

- (1)貸付対象者：認定農業者
- (2)資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金（既往負債の借換えは含まない。）
- (3)極度額等の上限：個人：500万円、法人：2千万円
- (4)貸付利率：1.5%（変動金利制。平成29年12月20日現在）
- (5)融資金枠：165（165）億円
- (6)取扱金融機関：農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）]